

## 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種 定期接種対象者は市の助成を受けられます

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎患者の約2~3割は肺炎球菌によって引き起こされると報告されています。肺炎球菌ワクチンを接種することで感染リスクを下げるることができます。

**対①65歳の方(65歳の誕生日を迎えた月に予診票を個別送付しています)** ②60~64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方またはHIV感染症による免疫機能障害があり日常生活が殆ど不可能な方  
※転入などで予診票が届いていない方、予診票を紛失された方、②に該当する方で接種を希望する場合は、予診票の発行・再発行申請をしてください。

**[接種可能期間]** 65歳の誕生日の前日~66歳の誕生日の前日  
※4月1日からワクチンの種類等が変更となります。対象者には個別通知しますので、封書が届きましたらご確認ください。

問 健康推進課健康推進係☎042-497-2075

詳しくは  
こちら

## 市のスマートロックの取り組みが高評価! 「DXスプリント賞」を受賞しました!

令和7年12月24日、都内市区町村における優れたDX事例を表彰し、各自治体のDX推進を加速させることを目的とした「Tokyo区市町村 DXaward2025」が東京都主催で開催され、清瀬市生涯学習スポーツ課が提案した「学校施設スポーツ開放事業【スマートロックで迅速な施設利用を実現!】」が、他自治体への展開のしやすさなどを評価され、「DXスプリント賞」を受賞しました!

学校施設開放事業におけるスマートロックとは、鍵の受け渡しが不要で、指定の暗証番号を使って簡単に施設利用ができるサービスです。

市では、今後も様々な市民サービスにおいてDXの活用を推進し、市民サービスを向上してまいります。

問 DXについて=DX推進課DX推進係☎042-497-1845、  
学校施設スポーツ開放事業について=生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係☎042-497-1815

## 消費生活相談の 現場から

ネット広告の事業者名や連絡先の表記を確認しましょう



**【事例】**国産果実を使用しているというクッキーのSNS広告を見て、国産品であれば安心と思い注文した。しばらくして宅配便で商品が届き、代金引換でお金を支払ったが、箱を開けると包装袋には外国語が書かれていて、明らかに海外製品であった。中身も広告とは形や大きさも全く違うクッキーが入っていた。返品しようと思い、送り状に記載されていた物流倉庫に電話をしたが、自動音声が流れるだけで話ができなかった。思い返すと、たまたま目にした広告から注文したため、自分がどこの事業者に注文をしたのか分からぬ。返品して支払ったお金を返してほしい。

**【アドバイス】**SNSの広告にかられて注文したところ違う商品が届いた、あるいは商品が届かないといったトラブルが多く発生しています。本事例では注文した物とは全く違う商品が届いたため、返品・返金を求める事が可能です。センターから送り状に記載されていた物流倉庫に電話をしたところ、いくつかのステップを経ないとオペレーターと話すことが出来ない状

況で、加えて販売店も代理店も海外の事業者で連絡先不明のため、連絡を取ることが出来ず、センターは販売店と直接交渉することができませんでした。そのため全額返金はかなわず一部の返金にとどまる対応となり、結局事業者名や連絡先は不明のままでした。通信販売のルールを定めている特定商取引法では広告に事業者名や住所、連絡可能な電話番号などを表記しなければならないとされています。注文する際は、これらの項目の記載があるかを最初に確認し、国内の住所や電話番号の記載がない場合はトラブルが発生する可能性が考えられるため、注文を見送るなど冷静に判断することが必要です。お困りの際は、消費生活センターまでご相談ください。

問 消費生活センター  
☎042-495-6212(相談専用)  
※つながらない場合は  
☎042-495-6211

## 要介護認定等をお持ちの方へ~医療費控除 ・障害者控除の対象ではありませんか?~

### ◆医療費控除

#### 【控除対象】

○施設サービス=①介護老人保健施設や介護医療院の利用者的一部分負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居宅サービス=訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスにあわせ、同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代=傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。おむつを使用した年に6か月以上要介護認定を有している方で、一定の基準

を満たせば市で証明が発行できる場合があります)

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要です。

### ◆障害者控除

【控除対象】65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。

※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可)を直接窓口または郵送で介護保険課まで。

問 医療費控除について=課税課市民税係☎042-497-2040、  
おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について=介護保険課介護サービス係☎042-497-2080

## 令和8年度第1期からの市税等の 口座振替申込みを受け付けます

納付忘れの心配がない、便利で安心な口座振替をぜひご利用ください。令和8年度第1期から口座振替をご希望の方は、申込期限までにお早めにお申し込みください(郵送の場合必着)。

税目	申込期限
①固定資産税・都市計画税	3月13日(金)
②軽自動車税	
③市民税・都民税・森林環境税(普通徴収)	4月15日(水)
④国民健康保険税⑤後期高齢者医療保険料⑥介護保険料(いずれも普通徴収)	5月15日(金)

※上表の申込期限を過ぎると、第2期以降から振替開始になります。ご注意ください。

● 令和7年度納税通知書など、金融機関届出印、通帳またはキャッシュカード

【申込み場所】徴収課(市役所本庁舎2階)、保険年金課・介護保険課(市役所本庁舎1階)、市内の金融機関・郵便局

※申込書が必要な方は、徴収課

または保険年金課、介護保険課へお問い合わせください。

※市窓口では、キャッシュカードと専用端末を使用した口座振替の申込みも受け付けています。詳しくは、市ホームページまたは各課へお問い合わせください。

※固定資産の所有者に変更があった場合、新たに申込みが必要になります(共有者の増減・変更も含む)。

※口座振替をしている方への車検用(軽自動車)納税証明書は、6月中旬に発送予定です。6月に車検を予定されている方は、ご注意ください。

問 ①②③=徴収課管理係☎042-497-2044、

④=保険年金課国保係☎042-497-2048、⑤=保険年金課高齢者保険係☎042-497-2050、

⑥=介護保険課管理係☎042-497-2079

## ● 「情報公開制度」と「保有(特定)個人情報開示制度」●

### ①情報公開制度

市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報の保護や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。

### ②保有個人情報開示制度

市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが保有個人情報、含むものが保有特定個人情報です。

【開示決定】原則請求を受けた日の翌日から14日以内(保有特

定個人情報の開示請求について)に開示・一部開示

・不開示の決定を行い、決定通知書で通知します

【手数料】無料(写しの作成費用や郵送料は実費負担)

### 【請求方法】

①=直接窓口または郵送、ファックスで、②・③=本人であることを証明できる書類(運転免許証や個人番号カードなど)を、②は1点、③は2点持参し、直接窓口または郵送で

問 総務課文書法制係

☎042-497-2031

FAX042-492-2415